

ハンセン病問題と精神障害者問題

—地域社会で支えるしくみを現在の課題から見る—

ハンセン病患者と精神障害者に対する隔離政策は時を同じくして始まっています。精神障害者に対する隔離は 1900 年に制定された「精神病者監護法」により私宅監置（自宅に閉じ込めること）が認められたところから始まりました。この「私宅監置」は 1950 年の「精神衛生法」まで続きます。

ハンセン病患者に対する隔離政策は 1907 年に制定された法律第 11 号「癩予防二関スル件」で放浪しているハンセン病患者の隔離が規定されたことに始まり、1931 年制定の「癩予防法」では全患者に対し「絶対終生隔離」へと隔離政策はエスカレートしました。ハンセン病の治療薬が 1949 年から全国の療養所で使用されハンセン病が治る時代になってからも、強制隔離規定を残したまま 1953 年「らい予防法」は制定され、1996 年の「らい予防法」廃止まで強制隔離は続きました。

この人権を無視したそれぞれの法律からもわかるように、ハンセン病患者と精神障害者は病（やまい）そのものによる苦しみに加えて社会的差別、迫害によって二重の苦しみを受けたという点で共通しています。

講師の八尋弁護士は、精神障害者の人権擁護活動とともに、ハンセン病国賠訴訟西日本弁護士団としてハンセン病問題解決に向けて取り組んでおられます。この二つの問題に精通する八尋弁護士にハンセン病と精神障害者の問題について現在の課題に鋭く迫っていただきます。

●講演会 ハンセン病問題と精神障害者問題

「—地域社会で支えるしくみを現在の課題から見る—」

講師 **やひろ** **みつひで**
八尋 **光秀** 弁護士



1984 年に福岡市早良区において西新共同法律事務所を開設。医療過誤訴訟、国賠訴訟、刑事冤罪弁護、精神科医療にかかわる患者隔離等、人命、人権、人生被害をもたらす諸問題に取り組む。1998 年よりらい予防法違憲国家賠償訴訟（ハンセン病訴訟）の弁護士代表となり、2001 年熊本地裁での勝訴確定後も、ハンセン病問題の全面解決に向け、国との協議にあたる。2003 年より薬害肝炎九州訴訟の弁護士代表となり、2008 年薬害肝炎問題の全面解決を求めていわゆる薬害肝炎救済法を議員立法によって制定させるとともに、国との間で和解解決のための基本合意書を締結し、この問題の全面解決を図る。

●パネル展示 啓発パネル展示「大阪とハンセン病問題」（大阪府作成）

●開催日時・場所

と き：2013 年 11 月 22 日（金）
14：00～16：00（13：30 受付開始）
ところ：大阪府社会福祉会館 301 号室
大阪府中央区谷町 7 丁目 4 番 15 号
資料代：500 円



会場案内図

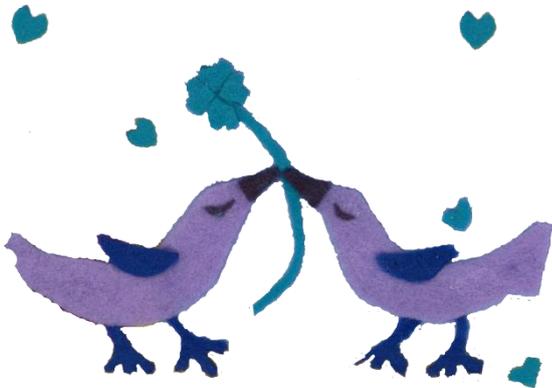
会 場：大阪府社会福祉会館 301号室



●交通のご案内

- 地下鉄谷町線・長堀鶴見緑地線「谷町六丁目」駅
4番出口 谷町筋を南に250m
- 地下鉄谷町線・千日前線「谷町九丁目」駅
2番出口 谷町筋を北へ500m

- 主 催：一般財団法人 石神記念医学研究所
- 協 力：一般財団法人 大阪府人権協会
社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部大阪府済生会
ハンセン病回復者支援センター
- 後 援：大阪府、大阪市、堺市
ハンセン病関西退所者原告団いちょうの会
虹の会おおさか（ハンセン病回復者サポーターズ）
大阪精神障害者連絡会（ぼちぼちクラブ）
大阪府精神障害者家族会連合会



★以下の参加申込書をご利用ください。

参加申込書

一般財団法人 石神記念医学研究所 行き
送信先 F a x : 0 7 2 - 2 6 9 - 5 2 9 5

当日参加も可能です

参加者お名前：

参加人数： 人

連絡先 (TEL)：

上記に必要事項をご記入の上、一般財団法人 石神記念医学研究所までお申し込みください。

※複数名でお申込みいただく場合は、代表者の方のお名前と連絡先、参加人数をご記入ください。

※お申し込みいただいた個人情報につきましては、本講座以外の目的には使用しません。

(参加申込・お問い合わせ先)

一般財団法人 石神記念医学研究所

〒592-0002 大阪府高石市羽衣2-4-20

T e l : 0 7 2 - 2 6 9 - 5 2 9 4 / F a X : 0 7 2 - 2 6 9 - 5 2 9 5

E-mail ishigami-memorial@canvas.ocn.ne.jp

事務処理欄：受付日2013年 月 日 / 受付者 ()